#### 令和3年度 鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業

# 退職共済事務手続き等について



# 本日の流れ

- 1. 退職共済制度の目的と概要
- 2. 事務の流れ
- 3. 作成する書類の記入方法と留意事項
- 4. 税務関係書類
- 5. 今後の方向性(検討内容等)
- 6. 福祉医療機構(WAM)の手続き
- フ、その他

# 対象者の設定

# ◎本日の対象者設定

1年未満の退職共済事務担当者の方

すでに内容をご存知の方は 復習でお聞きください



2

# 質問について

### チャット

質問がある場合には, <u>チャット</u>を送信してください。 チャットでいただいた質問には, その場で必ずお答えを提示できるとは限りませんので, ご了承ください。



マニュアル: P1

目的: <u>民間社会福祉施設職員の福利を増進</u>し, 社会福祉事業の振興に寄与すること

- ◎昭和63年4月1日からスタート
  - ・安心して働ける職場環境の整備
  - ・福祉人材の確保
  - ・安定した福祉サービスの提供



4

### 1. 制度の目的と概要

マニュアル: P1

### ◎加入対象施設と職員

加入対象施設

- ☑県内にある民間社会福祉施設
- ☑ 県社協の会員である施設

加入対象職員

- ☑施設に勤務する有給の役員及び職員のうち、退職金制度の受益者

マニュアル: P1,P79(一覧表)

#### ◎掛金の算出

標準給与月額の1000分の50(毎月)

**↓** 

事業所1000分の25+加入者(職員)1000分の25

(例)Aさんの基本給料163,800円(本俸+特殊業務手当)の場合

標準給与月額 160,000円(160,000~164,999円) P79参照

事業所負担: 4,000円 1 ※標準給与月額は5,000円きざみで算出

+ =掛金合計:8,000円

加入者負担: 4,000円

6

# 1. 制度の目的と概要

マニュアル: P2

### ◎掛金の納付

毎月20日前後

掛金納入通知書の送付

(翌月13日引落分の掛金の通知)

翌月13日

掛金納入(口座引落) 手数料なし



マニュアル: P2

#### ◎給付金

#### 退職一時金

加入者が退職した場合に契約者に給付

#### 遺族一時金

加入者が死亡により退職した場合に契約者に給付

※毎月10日が当月分の給付金の入金日 金融機関が休日の場合は翌日



8

# 1. 制度の目的と概要

マニュアル: P2,P3

### ◎給付金

平成29年4月1日付けの制度改正に伴い、計算式は3種類

新制度の計算式(平成29年度4月1日以降の加入者が退職した場合) → P2 旧制度の計算式(平成29年3月31日以前からの加入者が退職した場合) → P3

※【計算式A】と【計算式B】を比較していずれか高い額が適用される

#### <加入者期間>

給付金算定の基礎となる加入者期間=加入者が掛金を納付した期間

- ※育児休業や病気療養のために休職した期間は除く
- ※法人間異動の手続きをとった場合は、加入者期間は通算される

マニュアル:P2

### ◎給付金

### <平均標準給与月額>

加入者期間の<u>標準給与月額を月次で累計した額</u>を 加入者期間の月数で<mark>除して得た額</mark>

例:1年目 標準給与月額 150,000円×12月=1,800,000円

2年目 標準給与月額 170,000円×12月=2,040,000円

3年目 標準給与月額 200,000円×12月=2,400,000円

4年目 標準給与月額 250,000円×12月=3,000,000円

累計 48月=9,240,000円

(月次で累計した額)÷(加入者期間の月数)=(平均標準給与月額)

9,240,000円 ÷

48月

= 192,500円

10

# 1. 制度の目的と概要

マニュアル: P3

### ◎給付金

計算式

新制度 = P2 旧制度 = P3でご確認ください

【例】 鹿児島県民間社会福祉加 掛金台帳(兼加		月〇日 残高基準	<b>集日・・・</b>
内, 加入者掛金累計額	要支給額	経過措置	備考
1, 000, 000	3, 000, 000	有	
600, 000	1, 600, 000	無	計算式Bが高い
2, 000, 000	5, 000, 000	有	11772V2/3 103V

# 2. 事務の流れ

マニュアル:P4,P5

### ◎毎月の事務

加入者の加入・退職・異動等に伴う諸手続き

# 毎月の締切日(日程表) →P5参照

※締切日以降の受付については、当月の掛金台帳に反映されません。 加入や休職・復職、異動については、<u>遡っての登録が可能。</u> 掛金については後日、**遡及調整**される。(差引での調整)

12

# 1. 事務の流れ

マニュアル: P5

### ◎県社協への必着日(契約者→県社協)

4.0	4月5日(火)
4月	年度初めで手続きが多いため
5月	5月9日(月)
6月	6月7日(火)
7月	7月7日(木)
8月	8月5日(金)
9月	9月7日(水)
10月	10月6日(木)
11月	11月7日(月)
12月	12月7日(水)

▲4月処理分の必着日

4月5日(火)



# 2. 事務の流れ

マニュアル: P4

### ◎毎月の事務

### 毎月10日

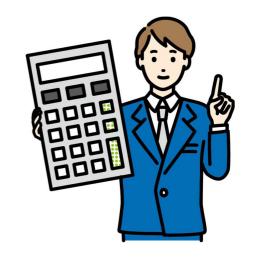
### 退職一時金の入金日

入金確認後,速やかに退職者へ支払う

### 毎月13日

### 前月分掛金の口座振替(口座引落)

前日に必ず,残高の確認を行う 金融機関が休日の時は,翌営業日



14

# 2. 事務の流れ

マニュアル: P4

### ◎毎月の事務

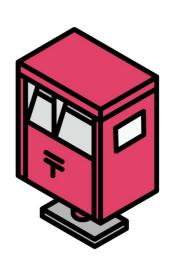
### 毎月20日~月末

### 「掛金納入通知書」「掛金台帳」

→掛金振替(引落)の準備

### 「退職一時金決定通知書」

- →退職者へ通知(決定通知・受領書)
- ※退職者は,一時金受領書に署名・捺印後 県社協へ返送する



# 2. 事務の流れ

マニュアル: P7

### ◎年度末・年度当初の事務

# 3月~4月5日(到着分)

3月31日の退職,4月1日の加入・異動

※年間取扱い件数の約半数





## 4月登録

(退職一時金支払日<u>5/20</u>を予定)

16

# 2. 事務の流れ

マニュアル: P7,P38,P39

# ◎年度末・年度当初の事務

# 3月~4月5日(到着分)

加入者全員の標準給与月額変更届(様式第7号-1)の提出

- ・新年度分の掛金の計算と請求を行うので、早めの準備をお願いします
- ・紙ベースの様式



### ◎今回の変更点

### エクセル様式の改善

·以前

#### 2 退職届兼給付請求書(入力用) 退職届兼給付請求書(登錄原票)

- ①(県社協)の入力用の様式に入力をすれば
- ②(りそな銀行)へ複写される
- ※①と②のタブそれぞれで印刷しなければならず, 提出不備が多く発生していた



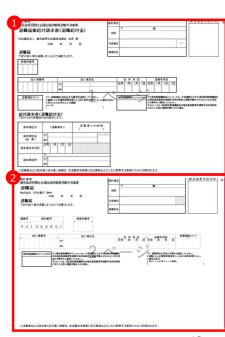
18

# 3. 書類の記入方法と留意事項

### ◎今回の変更点

### エクセル様式の改善

- ·改善点
- ①(県社協)に入力を行えば 同じページの下部にある②(りそな銀行)へ 複写される
- →①と②が同時に印刷されるようになった
- ※3月以降に新様式をHPにアップ予定



### ◎県社協HP(様式)

- ①福祉の情報
- ②民間社会福祉施設職員 退職共済事業

#### ※様式・マニュアル等のDLが可能

※①②の2か所から退職共済のページへ飛ぶことができる



20

# 3. 書類の記入方法と留意事項

### ◎プルダウン

①元号のセルをクリックすると選択肢が表示される



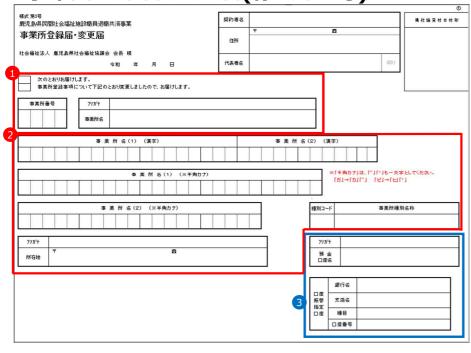
②表示された選択肢をクリックするとセルに入力がされる





マニュアル: P11,P12,P27

◎事業所登録届·変更届(様式第2号)



- ①入力必須
- ②変更したい箇所のみ入力
- ③振替済の口座が同じであれば, 預金口座依頼書は不要

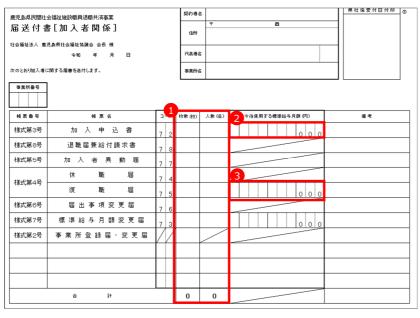
事業所の追加登録も新規登録 と同じになる

22

# 3. 書類の記入方法と留意事項

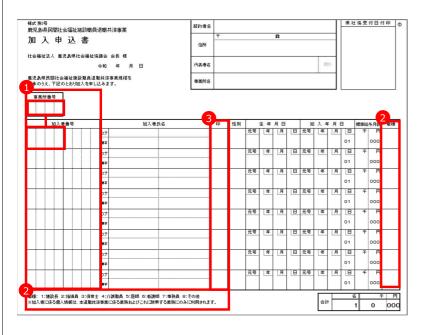
マニュアル: P17,P29

### ◎届送付書(送付内容物一覧)



- ①枚数と人数の合計を記入する
- ②加入申込書に記入した標準給与月額 の合計を記入する
- ③復職届に記入した標準給与月額の合計を記入する
- ※各様式を提出する際には必ず提出する

### ◎加入申込書(様式第3号)



- ①事業所番号の4桁は加入者番号の最初の 4桁と同じ番号になる
- ②職種を下の一覧から入力する 記入忘れが多いので気を付ける
- ③1枚目には必ず加入者印が必要となる
- ※加入者番号は、最初に登録した番号を退職 するまで使用する

24

マニュアル: P13,P33

マニュアル: P13,P31

# 3. 書類の記入方法と留意事項

◎休職·復職届(様式第4号)



- ①休職をプルダウンで選択する
- ②休職する以降最初に到来する1日が 開始年月日になる
- ③休職の場合は記入は不要

### ◎休職·<mark>復職</mark>届(様式第4号)



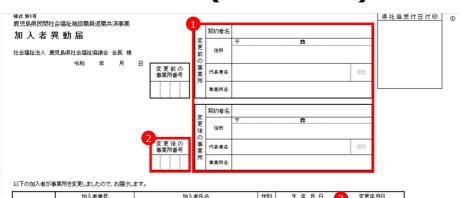
- ①復職をプルダウンで選択する
- ②復職する以降最初に到来する1日が 開始年月日になる
- ③標準給与月額の記入が必要となる 変更があった場合は,標準給与月額 変更届の提出が必要になる

マニュアル: P14.P35

マニュアル: P13,P33

# 3. 書類の記入方法と留意事項

## ◎加入者異動届(様式第5号) 同法人内の場合



- ①契約法人名・住所・代表者は変わらない。 事業所名は変わる。
- ②変更後の事業所からの提出となる
- ③異動した日以降最初に到来する1日

加入者番号は 変更前の事業 元号

B 01 記入ください。 元号 IB 01 元号 年 月 日 元号 IB

◎加入者異動届(様式第5号) 別法人内の場合



# 3. 書類の記入方法と留意事項

※加入者に係る個人情報は、本退職共済事業に係る業務およびこれに附帯する業務にのみに利用されます。

マニュアル: P14,P35

28

マニュアル: P14,P35

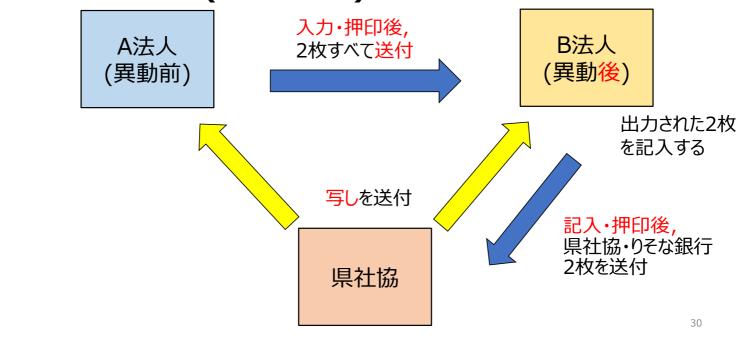
# ◎加入者異動届(様式第5号) 別法人内の場合

条件

- ・お互いが<mark>県退共と契約</mark>している
- ・<mark>法人間の合意</mark>が得られていること
- ・空白期間が無いこと→迅速な手続きが必要になる

マニュアル: P14,P35

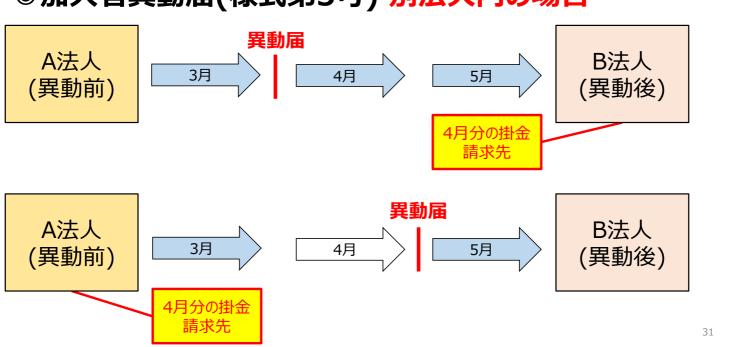
### ◎加入者異動届(様式第5号) 別法人内の場合



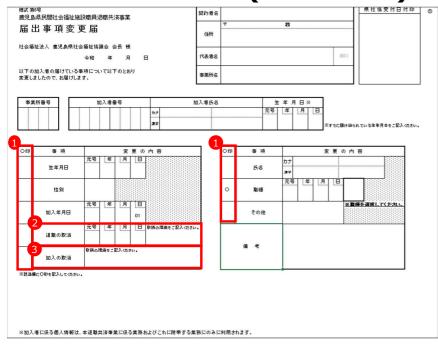
# 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル: P14,P35

### ◎加入者異動届(様式第5号) 別法人内の場合



### ◎届出事項変更届(様式第6号)



- ①変更が必要な事項に〇をつけて記入する
- ②退職届を提出後,退職の手続きを取り消す場合(退職日と理由も)
- ③加入申込書を提出後,加入そのものを取り消す場合(理由も)

37

マニュアル: P14.P39

マニュアル: P14,P37

# 3. 書類の記入方法と留意事項

◎標準給与月額変更届(様式第7号-1)



- ①標準給与月額に変更があっても無く ても必ず記入する
- ②追加や削除で人数が変わる場合は, 二重線で消して訂正する
- ③退職・異動等の変更があった場合は, 備考欄に記入する
- ④「頁計」は1枚分の標準給与月額の合計を、「合計」は同じ事業所番号分の合計を記入する

### ◎標準給与月額変更届(様式第7号-2)



- ①法人間で移動のあった職員の加入者番号は 異動前のものが引き継がれる。
- ※法人間で異動があった職員は変更の前と後で 処遇(給与)が変わる可能性が高いため、必要に 応じて,新しい標準給与月額を設定してください。

34

マニュアル: P15,P43

マニュアル: P14,P41

# 3. 書類の記入方法と留意事項

◎退職届兼給付請求書(様式第8号)

第8号 島県民間社会	福祉協能員	很際共溶車	業			契約者名	5									県	社協 5	2付日作	id eb	Φ
退職届兼給付請求書(退職給付金)				住所	Ŧ				2	3										
福祉法人 應児	島県社会福祉t	丹会 会議品	榧				-									-				
	令和	年	月日			代表者名									(Ep)					
<b>職届</b> の加入者が退職	41 * 1 * 0 7* to	<b>屋</b> (+) まま				事業所名														
業所番号	.04.07247																			
加入者番	· 등		加入	音氏名				生年	月日			退取年	月日							
		カナ					元号	年	月	В	元号	年	月	В						
		200						_			_	$\overline{}$								
1階理由(※1)	2:返職したと8		音号を選択して< により加入条件対 間)		と場合も含む)		得他图包	k( <del>(Kli</del> i, Ju.)	<b>人につい</b>		施設離! 祝してく ※2の1・	■学規数す ださい。	手当共決 ù補祉医	制度の) 依機機	製料手機を	を行うか	どうかを読	医療機器状 当する費号 共済制度に	から温	
取理由(※1)   <b>寸請求書(</b> のとおり退取給付	2.20% LE E E E E E E E E E E E E E E E E E E	:(雇用総数変更 (死亡による滅 金)	により加入条件対				得他應句	<b>收债</b> 版》	YEON		施設離! 祝してく ※2の1・	■等級職門 ださい。 ~3は、(数	手当共決 ù補祉医	制度の) 依機機	製料手機を	を行うか	どうかを読	当する異号	から温	
付請求書(	2.20% LE E E E E E E E E E E E E E E E E E E	(雇用診察変更 (死亡による遊ぶ 金) す。	により加入条件対 版)		)		<b>福松 西</b> 安	k (RANG) III	, KEON		施設離! 祝してく ※2の1・	■等級職門 ださい。 ~3は、(数	手当共決 ù補祉医	制度の) 依機機	製料手機を	を行うか	どうかを読	当する異号	から温	
<b>寸請求書(</b> のとおり退職給f	2週報したとき 4現立したとき 9その他 ( ( <b>退職給付</b> : 対金を請求しま	(雇用診察変更 (死亡による遊ぶ 金) す。	により加入条件対 助) 退 助	<b>薬</b> 杯となった	計 精	[ ]	7集40、西七	k etkinin i	kcou		施設離! 祝してく ※2の1・	■等級職門 ださい。 ~3は、(数	手当共決 ù補祉医	制度の) 依機機	製料手機を	を行うか	どうかを読	当する異号	から温	
<b>寸請求書(</b> のとおり退職給付 請求者区分 請求者氏名	2.遊職したとき 4.死亡したとき 9その他 ( ) 退職給付: け金を詰求しま 1.退職	(雇用診察変更 (死亡による遊ぶ 金) す。	により加入条件対 別) 「足 期	<b>薬</b> 杯となった	) 続 柄 )	[ ]	· 一种 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	k-(R-Hichar)	, Kron		施設離! 祝してく ※2の1・	■等級職門 ださい。 ~3は、(数	手当共決 ù補祉医	制度の) 依機機	製料手機を	を行うか	どうかを読	当する異号	から温	
<b>付請求書(</b> のとおり促取給付 跡は者区分 跡は者氏名 (自 革)	2. 遊戯したとき 4. 現在したとき 9. 年の他 ( 1. 記 職 カナ 原子 元号 年	金)	により加入条件対 別) 「足 期	<b>薬</b> 杯となった	) 続 柄 )	[ ]	7得他歷史	k ( <del>K</del> AFA) a	, Arcon		施設離! 祝してく ※2の1・	■等級職門 ださい。 ~3は、(数	手当共決 ù補祉医	制度の) 依機機	製料手機を	を行うか	どうかを読	当する異号	から温	

- ①請求者印がなければ,退職一時金の給付 を行うことができない
- ②通常の退職や自己都合の退職は2を選択 その他の場合は,理由を9として理由を横 に記入してください。(懲戒解雇等)
- ※退職者と連絡が取れないときは、①給付請求書の欄を空白にしてご提出ください。 掛金の請求を止めることができます。

マニュアル: P15,P16 P43,P47,P48

### 退職届兼給付請求書(様式第8号)

#### 遺族による請求手続き

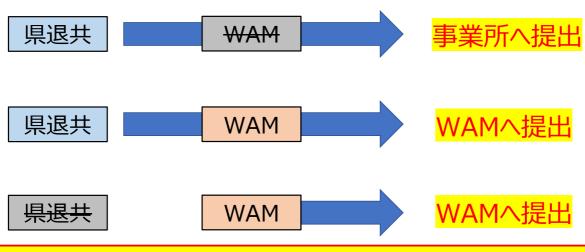
- ①退職届のみを入力して提出 →掛金を止める
- ②遺族の様子を見ながら、必要書類について説明し、事業所へ提出を依頼する。(給付請求書は遺族から)
- → WAMがある場合は、すべて2通ずつ提出
- ③すべての書類が揃ったら、県社協へ提出する

36

## 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル: P19,P21

### ◎退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書



※県退共と福祉医療機構(WAM), どちらも加入されている場合, 福祉医療機構が後順位支払者となる。

### 4. 税務関係書類

マニュアル: P19,P54,P55

### ◎退職所得の源泉徴収票・特別徴収票



# 4. 税務関係

マニュアル: P19,P20

### ◎退職所得の源泉徴収票・特別徴収票



## 5. 今後の方向性

#### ①様式の提出方法について

- ・紙媒体での提出→エクセル(データ)での提出への移行を検討中
- ・りそな銀行の処理に使用する現行システムが古く, 様々な課題に スピーディに対応することが困難なため
- ・りそな銀行の制度管理システム(e-年金システム)を利用予定
- ・時期は2~3年内を予定
- ②加入促進に向けての取り組み
  - ・県内事業所への周知
  - ・福祉人材の確保に向けて共済の意味合いを高める

40

# 6. 福祉医療機構(WAM)の手続き

# 県社協へ提出いただく書類

- 被共済職員退職届
- ☑ 退職手当金請求書·退職所得申告書
- ☑ 帳票の写しやマイナンバーカードの写し等
- 合算制度利用申出書

退職以外の届け出は,直接,福祉医療機構へ提出してください。

# 6. 福祉医療機構(WAM)の手続き

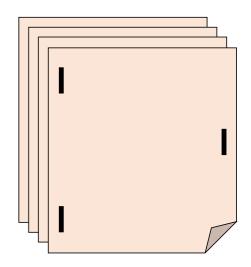
マニュアル: P22

### お願い

被共済職員退職届

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

- ・ホッチキスで 3 点留め
- ・マイナンバーへ目隠しシール



退職以外の届け出は、直接、福祉医療機構へ提出してください。

機構受付日付印

10

# 6. 福祉医療機構(WAM)の手続き

マニュアル: P21,P57

# ◎被共済職員退職届(様式第7号)

次のとおり、被	共済職員が退職したので届	出ます。 755 755	761 762	768
	退職届のみを提	出している場合、その理り	ま (該当する	るものにチェックしてください)
□ 退職者の所在が	不明 □ 退職者が請求を	をしている 🔲 退	職者の被共済職員期間が	が1年未満の場合
退職月の直前の4	から退職月までの期間		月以前6か月の本	
業務に従事した日数が	育児休業の申請があった場合	(「退職日が月末でない月」	及び「被共済職員期間と	:ならない月」は除きます)
10日以下の月があった場合 被共済職員とならない月です。	176 1 新規 2 変更 3 再取得	年 月 俸 糸	命表の額	俸給の調整額
該当月をチェックしてください。	出産日 育児休業 184 元号 年 月 194	4 月 1年 本 (年) (月)		手当名( 手当) 手当名( 手当)
150 161	開始日	198 元号 202 203	209 21	41 216
□ 4月 □10月	育児休業 191 元号 年 月 182 終了日	217 元明 221 222	228 23	235
4// 10//	ババ・ママ育休プラス 975 有・無			
□ 5月 □11月	半年延長の理由(※) 975 1 2	236 元明 240 241	247 24	254
□ 6月 □12月	824 1 新規 2 変更 3 再取得 825 元号 4 月 83			
<b>3</b> 0/1 <b>3.</b> 12/1	出産日	255 元号 259 260	266 26	268 273
□ 7月 □ 1月	育児休業 832 元号 年 月 831 開始日	274 元明 278 279	285 29	987 292
□ 8月 □ 2月	育児休業 839 元号 年 月 844 終了日	210 213		
□ 9月 □ 3月	パパ・ママ育休プラス 976 有・無	293 元明 297 298	304 30	311
	半年延長の理由(※) 976 1 2			

②に退職した月以前6か月の本俸月額を記入する際, ①のボックスにチェックを入れた月の本俸月額は記入しないでください。

# 6. 福祉医療機構(WAM)の手続き

### ◎退職手当金請求書(様式第7号の2)上段

	<sub>式第7号の2)</sub> 【手当金請す	書(1枚目)		346	機構受付日付印
1 3	意】 <u>※ 本請求</u> 退職した理由が、	福祉医療機構 理事長 様 よと一緒に合算制度利用申出書は 自己の犯罪行為その他これに準す 記載してください。		場合は、退職手当金を	977 983 支給しないことがあります。
3 2	本紙には、必須の 請求書全体は複 記載漏れや誤り、	添付書類があります。貼付用紙(台 放枚になりますので、ホッチキス(3 添付書類が不足している場合、退り 間のすべてが未記入の場合は、本	点留め)で綴ってください。 歳手当金が支給できません	ので、ご注意ください (作成日	·。 年 日 日)
	退職年月日退職した	年	月日週職理由	要性に影動してください(例:自己を 定年透離、雇用契約期間債丁によ	8合(前煙、転機など)による透機。 5透機、無理など)
	勤務先	and a second second	Sa.		
	勤務先		332	573 生 年 月 日 2 大正 年 月 日 2 大昭和成 4 令令和	2029 連絡先電話番号(横帯b 时) 市外期 期 番号

退職一時金は,退職者本人の口座に振り 込まれるため,正確に記入してください。

44

マニュアル: P21,P58

マニュアル: P21,P58

# 6. 福祉医療機構(WAM)の手続き

◎退職手当金請求書(様式第7号の2)下段



①県退共の退職一時金がある場合は, 源泉徴収票の1枚目の左側を添付してくだ さい。

②必ず、A欄のご記入をお願いします。 B~E欄に関しても、該当の記入箇所へご 記入をお願い致します。

# その他

- ©Q&A
- ・県退共におけるQ&A
- →P66~P68
- ·WAMにおけるQ&A
- $\rightarrow$ P69 $\sim$ P70



#### 【お問い合わせ先】

鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

TEL:099-256-6767 FAX:099-250-9363

# その他

### ◎アンケート

今後の運営の参考にさせていただくため、出席者の皆様の率直なご意見をお聞かせください。



質問がある事業所様は,質問の項目に事業所名を ご記入ください。

後日,回答致します。



# ご清聴ありがとうございました。

◎今後とも、よろしくお願いいたします。

